

平成 30 年度 第 15 回中部調査業協会教育研修会

〔平成 31 年 3 月 8 日（金）開催〕



主 催 中 部 調 査 業 協 会

名古屋国際センター 4 F 第 3 研修室
名古屋市中村区那古野 1 丁目 47 番 1 号

平成30年度 第15回中部調査業協会教育研修会プログラム

主 催：中部調査業協会

日 時 平成31年3月8日（金）13:30～17:00

場 所 名古屋国際センタービル4階 第三研修室（収容51席）

名古屋市中村区那古野1丁目47-1 TEL：052-581-5679

受 付 13:15～13:30

司 会：中部調査業協会 専務理事 近藤 かえで

開 会 の 辞	13:30～13:35	中部調査業協会 名誉会長 堀江 俊通
主 催 者 挨 拶	13:35～13:40	中部調査業協会 会 長 西橋 和久

1 時 限 目	13:40～14:20	探偵業の実態と法令遵守の徹底について ※『迷惑行為防止条例』の改正（平成31年1月1日施行）について	愛知県警察本部 生活安全部 生活安全総務課 警部補 服部 稔 氏
休憩 10分			
2 時 限 目	14:30～15:10	消費生活相談の実態と探偵業に関する相談事例について	愛知県県民文化部 県民生活課 消費生活相談グループ 課長補佐 近藤 憲司 氏
休憩 10分			
3 時 限 目	15:20～16:40	①DV・ストーカーの契約に関して ②グループ討論 ③協会活動報告	中部調査業協会 副会長 北村 太郎

研修修了証授与	16:45～16:50	中部調査業協会 会 長 西橋 和久
閉 会 の 辞	16:50～17:00	中部調査業協会 副 会 長 北村 太郎

※ 講師並びに予定時間等につきましては、当日変更が生じる場合がございますので予めご了承ください。

— 目 次 —

- 1 時限目 愛知県警察本部 生活安全部 生活安全総務課
警部補 服部 稔 氏
「探偵業の実態と法令遵守の徹底について」
※『迷惑行為防止条例』の改正（平成31年1月1日施行）について
----- 1～2
- 2 時限目 愛知県県民文化部 県民生活課 消費生活相談グループ
課長補佐 近藤 憲司 氏
「消費生活相談の実態と探偵業に関する相談事例について」
----- 3～4
- 3 時限目 中部調査業協会 副会長 北村 太郎
① 「DV・ストーカーの契約に関して」
② グループ討論
③ 協会活動報告
----- 5～6

まかせて
安心調査隊



平成30年度 第15回 中部調査業協会 教育研修会

○日時：平成31年3月8日（金）13:30～17:00

○会場：名古屋市中村区那古野1丁目47-1

名古屋国際センタービル4階 第三研修室収容51席

○出席者：32名

○ 講義に先立ち行われた開会式では、主催協会である中部調査業協会
名誉会長 堀江俊通による開会宣言。

中部調査業協会 会長 西橋和久による主催者挨拶が行われた後、セミナーが開始されました。



中部調査業協会 名誉会長 堀江俊通による開会宣言



中部調査業協会 会長 西橋和久による主催者挨拶

○ 1 時限目【探偵業の実態と法令遵守の徹底について】

講師：愛知県警察本部 生活安全部 生活安全総務課
警部補 服部 稔 氏

- 1 探偵業者の登録者数
- 2 探偵業の実態と法令遵守の徹底について
- 3 愛知県迷惑行為防止条例の施行
※『迷惑行為防止条例』の改正（平成 31 年 1 月 1 日施行）

- つきまとい、待ち伏せ、住居等への押しかけ
- 行動を監視していると思わせるようなことの告知
- 義務のないことの要求
- 著しく粗野又は乱暴な言動
- 無言電話・連続電話・連続メール
- 汚物・動物の死体等の送付
- 名誉を害する事項の告知
- 性的羞恥心を害する事項の告知・写真等の送付

以上新条例に関する犯罪等について詳しく説明頂き探偵業者がトラブルに巻き込まれないようご教示頂きました。



○ 2 時限目【消費生活相談の実態と探偵業に関する相談事例について】

講師：愛知県民文化部 県民生活課 消費生活相談グループ

課長補佐 近藤 憲司 氏

1 消費生活相談に関する概要

○ 消費生活相談

○ 消費者教育啓発 消費者被害に合わないようにする注意喚起

○ 事業者指導・悪質業者に対し指導

生活相談員が間に入り悪質業者に対し消費者が正当な対応ができるようにご指導いただきました。

2 探偵業に関する相談実態事例

ワンクリック詐欺の相談をし、契約した探偵業者との解約の相談。

以上の事についてご指導いただきました。



○3時限目【DV・ストーカーの契約に関して】

グループ討論 協会活動報告

講師：中部調査業協会 副会長 北村 太郎

- 1 ストーカーに虚偽の申告をされ契約をし、知らぬ間にストーカーの手伝いをしてしまわないように。



- 業界全体の情報交換・グループ討論
- 各社契約書について
- 各社社内教育について
- 各社課題、情報交換、活動報告



以上
作成者：平川俊一